

# 著作権法改正に関するお知らせ

知的財産管理技能検定 2 級テキスト【改訂 5 版】

## 知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第21回(2015年7月12日)以降の検定試験を受検される場合は、著作権法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第21回	平成27(2015)年7月12日(日)	平成27(2015)年1月1日
第22回	平成27(2015)年11月15日(日)	平成27(2015)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

著作権法の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年5月14日(平成26年法律第35号)
施行日	平成27(2015)年1月1日 ※視聴覚的実演条約についてはその発効日
参考	文化庁ホームページ 平成26年通常国会 著作権法改正について URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html</a>

### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報をホームページにて公開しています。

<アップロードホームページ> ➡ <受検対策> ➡ <読者サポートコーナー> ➡ <法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

【変更①】

対象ページ	P274
該当箇所	Lesson34 著作(財産)権 1 著作(財産)権とは 1)複製権 最終3行
変更内容	電子書籍に対応した著作権の規定の整備がされたため、本ページの内容を削除し、著作権の説明を別途追加します。
本文削除	なお、複製権を有する者は、著作物を文書または図画として出版することを引き受ける者に対して、「著作権」を設定することができます(著79条1項)。 ※上記文言を削除

【変更②】

対象ページ	P285
該当箇所	Lesson35 著作権の変動 3 著作権の移転と活用 (4)著作権 を追加
変更内容	電子書籍に対応した著作権の規定の整備がされたため、著作権について項目を追加します。
追加本文	<p>(4)著作権</p> <p>複製権または公衆送信権を有する者は、①著作物を文書または図画として出版すること(記録媒体に記録された著作物の複製により頒布することを含む)、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと、を引き受ける者に対し、著作権の設定をすることができます(著79条)。</p> <p>これまで著作権は紙媒体による出版のみを対象としていました。しかし、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の増加とともに違法に出版物が複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、電子出版も著作権の対象となる改正が行われました。</p> <p>著作権の設定を受けた者(著作権者)は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作権について、①頒布の目的をもって、文書または図画として複製する権利(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む)、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利、の全部または一部を専有します(著80条)。</p> <p>著作権を設定すると、その範囲では原則として、複製権者等であっても複製等することができません。</p>